

本市では、市民による防犯活動が活発に行われており、警察官による巡回とともに、安全で安心なまちづくりに大きく貢献しています。

防犯カメラの設置は、これらを補完するものとして、犯罪が発生しにくい環境にする有効な手段の一つであり、特に街頭犯罪などに対して効果を発揮すると考えられています。

その一方で、撮影された画像などの取り扱いによっては撮影される側のプライバシーを侵害する恐れもあるため、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、市民の権利利益を保護することを目的として制定したものです。

※条例は、市のホームページからご覧になれます。

<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu85631.html>

平成27年
4月1日
から施行

四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定しました

基本原則について

条例では、「防犯カメラを設置し、及び運用するものは、市民等がその容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されることのないよう十分配慮し、その目的の達成に必要な範囲内で、防犯カメラの設置及び運用を行わなければならない。」と規定しています。

届出の対象となる防犯カメラについて

届出要件

以下の要件をすべて満たす場合は、設置運用基準を作成し、規則で定める事項とともに市へ届け出なければなりません。

- 犯罪の防止又は抑止を目的として、継続的に（おおむね1カ月以上）設置されるもので、録画装置を備えるカメラ（結果的に犯罪の防止又は抑止の効果が得られるものも含む）
- 公共の場所に向けて設置するカメラ
※公共の場所…不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する道路、公園、広場その他規則で定める場所
- 市、自治会、鉄道事業者等の届出が必要となる団体（届出義務者）が設置するカメラ

届出が必要となる団体（届出義務者）

- 市 ● 市から事業の委託を受けた者
- 市から指定を受けた指定管理者
- 自治会、その他地域的な市民活動を行う団体
- 商店街振興組合などの団体
- 鉄道事業者 など

※条例が施行される前から、公共の場所に向けて防犯カメラを設置している場合も、施行日から3カ月以内に市へ届け出なければなりません

届出義務者が行わなければならないこと

- 設置運用基準の作成、市への届け出
- 管理責任者、取扱者の指定
- 防犯カメラを設置している旨と設置者の名称の表示
- 防犯カメラ画像等から知り得た市民等の情報の漏えいや不当な目的での使用の禁止
- 画像データ等の適正な取り扱い
- 開示基準の作成 ● 苦情に対する適切な措置
- 防犯カメラの運用状況等についての市への報告

報告及び勧告

必要に応じて、設置者または管理責任者に対し、防犯カメラの管理および運用状況について、報告を求めることがあります。また、条例に違反する行為があるときは、違反する行為の中止や、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

なお、勧告に従わない場合は、広報紙および市ホームページなどでその事実が公表されます。